

総務常任委員会

平成25年6月13日（木曜日）

総務常任委員会

平成25年6月13日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5号 専決処分の承認について
- 議案第 6号 専決処分の承認について
- 議案第 7号 専決処分の承認について
- 議案第 8号 専決処分の承認について

出席委員（7名）

委員長	木内 欽市	副委員長	伊藤 保
委員	高橋 利彦	委員	柴田 徹也
委員	太田 将範	委員	飯嶋 正利
委員	大塚 祐司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 俊介

説明のため出席した者（20名）

副市長	加瀬 寿一	秘書広報課長	堀江 通洋
行政改革推進課長	林 清明	総務課長	米本 壽一
企画政策課長兼被災者支援室長	伊藤 浩	財政課長	加瀬 正彦
税務課長	佐藤 一則	市民生活課主幹	大木 廣巳

会計管理者 宮 應 孝 行
監査委員局長 田 杭 平 三

消 防 長 佐 藤 清 和
その他担当員 9名

事務局職員出席者

事務局長 伊 藤 恒 男
主 査 榎 澤 茂

事務局次長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 1分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで委員会を開会する前、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますのでご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

昨日、今日と、本格的な梅雨らしくなっていてうっとうしくなってきました。委員の皆様方には健康に留意されまして、17日の最終日にはよろしくお願ひしたいと思います。

本日、付託いたしました一般会計補正予算を含む6議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重審議のほど、よろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代える次第でございます。

木内委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、審査をお願いいたしますのは6議案であります。

議案第1号、旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第3号、工事請負契約の締結について、災害公営住宅建設工事の2議案、議案第5号から第8号までの専決処分の承認の4議案であります。議案第5号は平成24年度旭市一般会計補正予算、議案第6号は旭市市税条例の一部改正、議案第7号は旭市都市計画税条例の一部改正、議案第8号は旭市国民健康保険税条例の一部改正であります。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対し、簡潔明瞭に答弁するように努め

てまいる所存でございます。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本日は、人事異動後、初の委員会でございます。それぞれ担当課長の紹介をさせていただきたいと思っております。委員長、自己紹介で順次行いますので、許可のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、自己紹介という形でよろしくお願いいたします。

○総務課長（米本壽一） 総務課長の米本壽一です。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 企画政策課長の伊藤です。よろしくお願い致します。

○財政課長（加瀬正彦） 財政課長の加瀬です。引き続きよろしくお願いいたします。

○税務課長（佐藤一則） 税務課長の佐藤です。よろしくお願い致します。

○秘書広報課長（堀江通洋） 秘書広報課長の堀江と申します。よろしくお願い致します。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革推進課長の林です。よろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（田杭平三） 監査委員事務局長の田杭です。よろしくお願いいたします。

○消防長（佐藤清和） 消防長の佐藤です。よろしくお願い致します。

○会計管理者（宮應孝行） 会計管理者の宮應です。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、工事請負契約の締結について、議案第5号、専決処分の承認について、議案第6号、専決処分の承認について、議案第7号、専決処分の承認について、議案第8号、専決処分の承認についての6議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 本会議で既に補足説明を申し上げておりますので、その内容のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 8ページの災害復興基金繰入金の3,000万円ですが、この基金の平成24年度末の残高と現在の額をお示しいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 災害復興基金の24年度末の残高でございますが、8億850万4,000円でございます。

それと、今回、取り崩しによりまして、残高は7億7,850万4,000円となるものでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 災害公営住宅の建設に係る契約案件でございます。これは、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 5号につきましても、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第6号、旭市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴うものでありまして、詳細につきましては本会議で補足説明申し上げましたが、改めて何点かご説明いたします。

1点目は、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者の負担を軽減する観点から、延滞金の利率の引き下げを来年1月1日から行うものでございます。

具体的には、現在の金利水準、平均貸出約定金利を1.0%とした場合なんですが、延滞金は現行の14.6%を9.3%、納期限後1か月以内の場合、現行4.3%を3.0%に引き下げるものです。

2点目は、消費税引き上げに伴う影響を平準化する観点から、住宅ローン控除の対象期間について平成26年から平成29年末まで4年間延長したものでございます。

3点目は、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税の課税標準の特例措置を旭市では税法どおり3分の2としたものです。

以上が主なものでございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 延滞金の金利というのは、何をベースに決めているんですか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 日本銀行の11月末現在の市中の貸出金利です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 日本銀行の市中の貸出金利ということなんですが、日銀で貸し出しするのに9%も取っているんですか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 詳しく話をしますと、特定基準割合というのがございまして、特定基準割合プラス7.3%というような決まりになりました。それで、特定基準割合というのは、国内銀行の貸出約定平均金利の前々年10月から前年9月における平均というような、ちょっとわかりづらいんですが、その平均をとっているというようなところでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 議案第7号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりですが、議案第6号でご説明したとおり、管理協定倉庫に関する規定を都市計画税にも適用する旨、規定したものでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第8号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、本会議でご説明いたしましたが、1点だけご説明いたします。

国保加入世帯の中には、特定世帯というものがございまして、これは、2人世帯で1人の方が後期高齢者医療へ移行し、もう1人が国保に残った世帯のことを言います。この世帯に関しましては、現在、平成20年度から24年度の5年間、平等割額を2分の1に軽減する措置が講じられておりますが、平成25年度からは軽減割合を4分の1に縮減し、3年間延長する

ものでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、工事請負契約の締結について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第5号は承認することに決しました。

議案第6号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第6号は承認することに決しました。

議案第7号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第7号は承認することに決しました。

議案第8号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(木内欽市) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

副市長。

○副市長(加瀬寿一) 各課の所管事項の報告の前に、私のほうから1点、ご報告申し上げます。

地方公務員の給与削減要請について、旭市の対応を説明させていただきます。

給与削減については、皆さん、ご承知のとおり、国が震災復興のため、国家公務員の給与を減額したことに合わせ、地方公務員も給与削減を行うよう要請しているもので、平成25年7月から開始するようにとのことです。そして、今年度の地方交付税から給与削減分を減額したとのことです。

国からの要請ではありますが、全国市長会、千葉県市長会がそれぞれ削減に反対する決議を行っております。また、千葉県市長会、千葉県町村会では、地方交付税の一方的な削減措置は容認できず、今後行われないうとも求めているところです。

こういう経緯のある中、現在把握している県内の状況でございますが、減額を実施しないとした団体は、浦安市、野田市、館山市の3市、減額を実施するとした団体は富里市、横芝光町など12市町、方針は現状未定ではありますが、7月開始の削減は見合わせるとした団体は習志野市、その他団体は方針を検討中というふうに聞いております。

このように、各団体の対応はそれぞれ分かれている状況でございますが、千葉県市長会での反対の決議に旭市も同意しております。また、本市は被災地でもあります。震災復興、市民のために職員が懸命に働いていることもございます。

このようなことも踏まえ、減額を実施するか、しないかは、今、慎重に検討しているところでございます。そのため、この6月議会での給与減額に関する条例の上程は見合わせたところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

○委員長（木内欽市） ご苦労さまでした。ほかに。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） お配りしてある資料の中に、千葉県市町村総合事務組合退職手当負担金収支というA4横長の細かい数字の入った表をご覧いただきたいと思います。

この件につきましては、大塚議員さんの一般質問でお答えした件でございます。大塚議員さんからの質問は大きく分けて5点ありましたが、本日は3点に絞ってご説明を改めてしたいと思っております。

この表は、真ん中に太い線がありまして、左側半分が当該年度の収支、右半分が昭和30年以降ずっと続いている、これは平成23年が一番下ですので、56年間分のトータルの数字というものであります。

3点、ご説明申し上げたいと思います。

まず1点目ですけれども、昭和30年度から加入している総合事務組合に納めた負担金と受け取った退職手当の累計収支です。一般行政というのは市役所だと思ってください。中央病院は、もちろん病院です。表の一番下が平成23年度の数字です。これは、確定している数字です。一番右側が56年間のトータルの積み上げた数字であります。

一番右側に、三角マークの28億5,000というのがあります。これが旭市役所は三角マークですので、受け取った金額のほうが多いという意味の三角マークであります。

病院のほうは、大塚議員さんは何度も言っていますけれども、102億円を納めた額のほう

が多いということです。旭市全体としては73億8,800万円が納めた金額のほうが多いという意味の表であります。

2点目です。中央病院が仮に独立行政法人に移行した場合、総合事務組合を脱退した場合の精算額の見通しというのを、大塚議員さんもかなりこだわりがありましたので、もう一度、ここでご説明申し上げたいと思います。

実は、総合事務組合の精算額の算出というのは、負担金の額をまず出します。この負担金は、この表で言えば、真ん中線の右側の一般負担金と特別負担金と調整負担金の合計の金額になります。この合計をしますと、端数は幾らか違うんですけども、342億円という数字が出てきます。その342億円から一般負担金の一番下、329億円ですから、その10%、1割を引いてくださいということになっています。そうしますと、32億円という数字が出てきます。さらに、受け取った退職手当268億5,200万円という数字がここが一番下にあると思いますけれども、それを引いた額40億9,500万円になるんですけども、それは旭市として全体で抜けてしまった場合には、この金額になりますという計算です。

その後、あらかじめ定められました係数というのがあります。割合があるんです。市役所分が幾ら、中央病院分が幾らという係数が決められております。その中央病院の係数というのは約55%、0.5513927と、いっぱい長い数字なんですけれども、そういった数字を掛け算しますと、40億9,500万円に今の55%を掛けますと、中央病院精算金は22億6,500万円と、これは大塚議員さんにお答えしましたが、ここで数字が出てくるわけです。

なお、これもお答えしましたがけれども、仮定の話をしてしますと、中央病院が単独で加入したならば、精算金は83億円という数字が出てくるわけです。これを大塚議員さんが何度も、そんな不合理なことはないでしょうということを行っているわけです。

最後に3点目です。中央病院の脱退が1年おくれるごとに精算金がどのくらい減るのかというご質問もございました。

これが一番複雑な話でありまして、基本的には精算額は増えるということになるんですけども、それ以上に納める負担金と受ける退職手当の差の方が大きいものですから、おくれるごとに損をするという状況になるわけです。

しかし、総合事務組合は、旭市のように、こんなに73億円もプラスになっているという団体に対しては、60億円を限度としまして減免措置というものを設けたわけでありまして。ここで具体的に申し上げますと、一番下に、73億円を引き算して納めていると。これは、平成24年度の確定数字になりますと、恐らくですけども、約80億円になるはずなんです。60億円

の上限を決めましたので、80億円になった旭市は、そこに差が20億円あります。20億円ありますので、次の年の負担金は、ここで18億円、単年度収支の一番左下、合計18億5,600万円という数字を全部免除しましょうと、こういう制度になったわけです。これは決まったわけなんですけれども、そうしますと、平成25年度の数字から変わってくると、こんな状況になるわけです。

この制度が、病院にとってどのくらい改善になるのかということにつきましては、今は仮定の話をしてしまっていますので、平成24年度の数値が改めて確定してきますので、その後、またさらに検討していきたいと思っております。

実は、きのう、総合事務組合に行って、こんな制度ではなくて、もっと改善をお願いしますということも要望してきました。今後も働き続けるということをやっていきたくと思いますので、本件の説明は以上とさせていただきたいと思えます。

続きまして、ちょっと厚くなっているもので、旭市津波避難計画という冊子があると思います。これは、平成25年、今年の3月に策定いたしました計画であります。少し時間をいただいで、ご説明申し上げたいと思えます。

表紙があつて、目次があつて、1ページ目をご覧いただきたいと思えます。

この計画につきましては、災害対策基本法で義務づけております地域防災計画の中で触れられておりまして、津波避難対策を具体化したものということでもあります。

1番に、計画の目的ですけれども、津波が発生した直後から津波が収束するまでの間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための計画だというふうなうたつてあります。

2番目に、津波の想定ですけれども、これにつきましては、千葉県が平成24年度に発表しました予測図のうちの津波高10メートルと、そういった高さを想定しているというものであります。

なお、この計画をつくった県内の状況でありますけれども、対象が海沿いですので27市町村あります。そのうち旭市を含めまして、まだ7市町村が策定したと、そんな状況であります。

めくってもらいまして、2ページをお願いしたいと思えます。

2ページの色つきの地図は、浸水想定区域であります。

3ページにつきましては、対象区域を区の単位に示してあるということでございます。

4ページをお願いします。

4ページにつきましては、避難拠点の指定である津波避難ビルだとか避難場所を示したも

のであります。

5ページをお願いしたいと思えます。

5ページにつきましては、避難路の指定であります。設定の条件をここに記載し、避難路は、次の6ページ、折ってあるA4の横長のものですけれども、ここに12路線を指定してあるというようなものでございます。

それから、飛びまして8ページをお願いしたいと思えます。

8ページにつきましては、市の職員の初動体制を定めました。そういったものであります。少し飛びまして11ページをお願いしたいと思えます。

11ページから14ページまでにつきましては、津波情報の伝達及び避難勧告・避難指示の発令について記載したものでございます。

また、飛んで15ページをお願いしたいと思えます。

15ページにつきましては、自らの行動に制約のある災害時要援護者や海水浴客、釣り客などの観光客等の避難対策を示してあるものであります。

16ページをお願いします。

16ページにつきましては、津波に対するソフト部分です。防災教育だとか、広報、啓発、訓練の実施、こういったことを策定したものであります。

17ページの裏面ですけれども、避難者カードのひな型をここに記載してございます。このひな形につきましては、九十九里沿岸の市町村と共通の様式になっております。

次のページからは、地域住民編となっております。地域住民編では、津波に関する知識を身につけるための情報を示したり、既に全戸に配布してあります津波ハザードマップにも同じ内容を記載してあります。

なお、関連しまして、地域防災計画も前年度の3月に完成しております。この防災計画につきましては、事務局を通じまして議員さんにお配りしたいと思えますので、ぜひご覧になっていただきたいと思えます。

早くて申し訳なかったですけれども、以上で津波避難計画についてのご説明を終わりにしたいと思えます。

○委員長（木内欽市） ご苦労さまでした。ほかに。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、企画政策課のほうから3点についてご説明申し上げます。

まず、定住促進奨励金の交付についてでございます。

この要綱は第10条ということで10条から成っておりますが、交付に対する要件につきまして表紙に書いてあります。ここについて、ご説明申し上げます。

まず、要件ですが、平成24年1月1日以後に住宅を取得しているということが、まず条件です。

それから、2番目といたしまして、住宅の取得と転入の日との間に1年以上の期間がないこと。要は、1年未満ということです。こういう条件になっています。

それから、3番目といたしまして、転入の日から起算して過去3年以上、旭市の区域以外に住所を有していることということです。

4番目といたしまして、交付申請時におきまして、旭市に定住していること。

5番目といたしまして、世帯全員に市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

それから、6番目ですが、過去に当該定住促進奨励金の交付を受けていないことというのが、まず条件です。

下に、黒ポチで二つあるんですが、まず、住宅を最初に取得したという場合、3年以上、市外にいまして、住宅を平成24年1月1日以降に取得しましたと。取得というのは、建築であつたり、それから購入があるんですが、その購入等から1年未満に、要は転入手続き、住民票の移動が必要です。さらには、その転入から5年以上、旭市に居住していただきたいということです。

それから、下のポチですが、これは、転入が先の場合です。3年以上、市外にいまして転入しましたと。転入日から1年以内に住宅の取得ということが条件になります。それで、これは同じなんですが、取得から5年以上、旭市に居住してくださいということであります。

続きまして、復興交付金についてご説明申し上げます。

5月21日、第6回の申請を行いました。この事業内容につきましては、津波避難道路が2本、横根三川線、椎名内西足洗線。それから3番、4番ですが、復興まちづくり支援施設整備事業ということで、まず、旧いおか荘の屋上への避難施設です。それから、1階部分の防災教育施設ということで、被災祈念記録紙展示等の施設としまして2事業を予定しております。

それから5番目ですが、防災まちづくり拠点施設整備事業、これは文化の杜のほうに防災倉庫の設置を予定しております。

それから、6番目ですが、災害公営住宅整備事業、これは追加分ということで、追加申請

してございます。これは、今まで第2回、第4回、第5回を合わせまして9億3,127万3,000円の交付決定がされておりました、そこに追加して、今回の2億587万6,000円の追加ということです。

以上です。

続きまして、旭市のイメージアップキャラクターあさピーにつきまして、ご説明申し上げます。

4月6日に開催されました袋公園桜まつりにおきまして、あさピーのお披露目を行いました。当日は、多くの子供たちとふれあいながら写真撮影を行い、来園されました皆様から好評をいただいたところであります。

5月1日に、旭市ホームページにあさピーの紹介コーナー、あさピーアール部を開設いたしました。掲載内容につきましては、プロフィール、それから、いろいろな所で活動したという活動記録等を紹介したり、旭市のイメージアップキャラクターデザインの使用取り扱い要領等を掲載しております。

現在、市内の菓子店2店からデザインの使用の申請を受けております。今後は、各種イベントに出向くなど、効果的に活用しながら、旭市のイメージアップを図っていきたくております。

以上です。

○委員長（木内欽市） ご苦労さまでした。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、災害公営住宅の関係で、募集の時期につきまして簡単にご説明したいと思います。

今回、議会の契約案件ということで、これが承認されましたら、正式に契約となります。

それ以降なんですけれども、できるだけ早い時期ということで、7月、8月に入居の準備を進めていただけるように対象者にはご説明を申し上げて、8月中旬以降、正式に受け付けを行うことで準備を進めていきたいと、そのようにうちのほうとしては考えておりますので、その辺、もし聞かれましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） それでは、所管事項の報告ではございますが、何かお聞きしたいこと

がありましたら、お願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、何点かご質問しますが、1点ずつ区切って質問します。

まず、定住促進奨励金の関係でございますが、かなりこの奨励金の交付が厳しいと思うんです。私は、もっとこの条件を緩めていいと思うんです。ということは、ここに定住するということは、土地を買って家を建てるということでしょう。ですから、そういう中で、早い話が旭市にいる、アパートに住んでいれば、その方でも土地を買って家を建てれば、出していいと思うんです。そうしますと、旭市にちゃんと固定資産税を含めていろいろな税金が入ってくるでしょう。ですから、一日でも、アパートに住んででもいいと思うんです。あまり条件を厳しくしますと、例えば、町村境です。例えば、今、干潟あたりに住んでいる人は、旭市があまりに条件が厳しいと、八日市場で同じ条件を出したら八日市場に行ってしまうと思うんです。学校の関係も何もないでしょう。そういう中で、私は、もっと緩めていいと思うんですが、その辺、どういうふうに考えているのか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 確かに、今始まったばかりということで、中を見て、伊藤保議員さんからも一般質問の中であって、本当に来てから、旭市に住んでいて長く住みたいという人まで救ったらどうかということです。

ともかく4月から始まったばかりです。今現在、交付決定が4件、今現在申請中が2件、あと2件の問い合わせが来ています。この2か月で約7件ということです。

そのことから、1年ということはないんですが、検討期間をして、その辺の改善が図れば考えていきたいと思っております。今始まったばかりなので、少し様子を見たいと思っております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） しかし、あまり最初から厳しくしておきますと、みんなそういうイメージを持ってしまって、最初から該当しないというイメージになってしまうと思うんです。もう少しラフに、この定住促進交付金を、要するに、土地を買って家を建てれば、すぐ出ると、そういうイメージを持たせたほうが、そうでないと、最初からあまりにも条件を厳しくしておきますと、どうせ該当しないと、最初から投げてしまうと思うんです。ですから、その辺

を十分検討してもらいたいと思います。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 匝瑳市さんも同じような条件でやっておりまして、匝瑳市さんの状況等もよく聞きながら検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 今、高橋委員の意見はいい意見だなと思って聞いていたんですけども、どこの市町村でも同じようにやっていたら、やってもやらなくても同じになってしまうわけです。ですから、どうせやるんだったら、ほかの市よりもちょっと無理しても出す。そうしたことによって、定住促進を図るという効果は上がると思うんです。ですから、同じようにやろうとしないで、その辺は、やるんだったら大胆に攻めてみたらどうかなと思うんですが。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今、申請があった人たちなんですが、どういうことで旭市へということだと理由を聞くと、中央病院があるからとか、その辺の条件で来る人が多いんです。旭市に50万円があるからということではなくということもあって、その辺を長い年月、ずっと定住してほしいということが目標ですから、その辺も検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 先ほどの副市長の地方公務員の給与の削減の問題でございますが、旭市はやらないということです。

しかし、地方公務員の給与削減につきましては、国がそういう方針を出している中で、一般の住民は、市の職員もみんな給与を引き下げになると思うんです。職員は、議会を通らなくてはならないと、そういう大きな隔たりがあるわけです。

そういう中で、今回は、多分、市長選があるから、市長は市民ではなく、職員のほうを向いた対応を出したと思うんですが、ただ、交付税削減と言われましたが、交付税は何に使ってもいいんです。しかし、今回は、職員給与の分として削減されるわけです。削減されるということは、一般の住民サービスがおろそかになるわけです。どれだけの金額になるかわかりませんが、例えば、道路の舗装が、今度はそのためにできなくなったり、排水がで

きなくなったり、住民サービスがおろそかになる中で、まず、国からの交付税の削減金額はどのぐらいになるのか。

それから、近隣の市町村は、どのぐらいのパーセンテージで削減したのか。私がこの間、東庄町に行って、東庄町のある人と話をしましたら、東庄町は、単純に削減額を頭数で割ったら5.何%のそのままだと。あとは、あの辺の例えば香取市とか、神崎町、多古町は7.8%ですか。これをそのままやったと、そういう話なんです。

ですから、いずれにしましても、旭市の交付税の削減額が幾らになるのか。それで、それを職員数で割ったら、どのぐらいのパーセンテージになるのか。それから、近隣の削減額です、まず、その辺をお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） ご質問は3点あったかと思えます。

1点目の国の削減の金額です。1億8,900万円でございます。

次に、何%ということであります。国は、こう述べています。ラスパイレス指数の100です。国が7.8%下げたことによって、旭市は4.6%の給与を削減するということに国に合わせた場合はなるんです。4.6%の金額は、1億4,000万円という金額になります。

あと、近隣の状況ということで、先ほど、副市長が県全体のお話をされました。なかなか近隣も、このところはこうだということところは教えてもらえないのが実情であります。

ただ、検討中というのがまだほとんどであるということでもあります。

高橋委員さんは、近隣からこうやって聞いたよと言っていますけれども、今のところ、まだはっきりしていないのが実情であるということです。

以上3点、お答え申し上げます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれも、市というのは、市民あっての市なんです。そしてまた、皆さん方職員なんです。そういう意味では、やはり、これは、国がそういう方針を出したらやっていくべきだと思うし、また、県も県の職員の給与を引き下げたでしょう。これは、職員組合で話をしても、当初から話し合いがつかないのはわかっていますから、県は独自に議会から出して通しましたよね。

そういう中で、よく皆さん方は、県に準じてとか何とか、必ず、そういう言葉を出すわけです。それからしたら、当然、やってしかるべきだと思うんですが、副市長、どう思います

か。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対して、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

今の段階で、旭市としてやらないという決断をしたわけではありません。まずは、そのことを1点、今の時点では検討中ということで、まずはお答えさせていただきます。

ただいまの高橋委員のご意見を十分踏まえまして、もうしばらく慎重に検討してということで、きょうの時点では、この委員会ではそこまでしか、私の段階ではお答えできません。

よろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、皆さん方は公僕なんです。そういう中で、約1億9,000万円あったら、どれだけ道路の舗装、よく議員の方々にも、あの道路を舗装してくれとか、排水をやってくれとか言われるけれども、これだけあったら、みんな議員の要望、住民の要望はかなうと思うんです。その辺を十分踏まえた中で、この点、慎重にやっていただきたいと思います。あとは、言ってもしょうがないですから。

○委員長（木内欽市） 太田委員。

○委員（太田將範） 私は、高橋委員と意見が違う形になるんですが、公務員の給与というのは人事勧告ということで定められておまして、それに沿って給料の額だとか、そういったものが決まってくると思います。それは、一定、公務員の争議権だとか、そういうものが取り上げられておきますので、そういう意味での合理性を配慮するならば、その辺のことをきっちり考える必要が私はあると思います。

とにかく、今回出てきた給料の減額は唐突であったと思います。何となく思いつきのような感じの改定だというふうに、私は感じているところなんです。

公務員の給料というものは、こんなに短期間に唐突に変えていいものなのかどうかというようなことは、非常に疑問に感じております。ですから、すぐにということではなくて、その辺、今までの制度あるいはそういったものを十分反映しながら、十分慎重に結論を出していただきたいと要望したいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（木内欽市） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時50分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木内 欽市